

組合そくほう

全大教ホームページ <http://www.zendaikyo.or.jp/>

信州大学教職員組合 URL <http://www7a.biglobe.ne.jp/~akarenga/>

信州大学教職員組合事務局
直通電話：0263-33-0933 (FAX 兼用)
内線：811-2341
akarenga@kbfbiglobe.ne.jp

通算 839 号 2017 年 7 月 10 日発行

短時間雇用職員 有期雇用職員 の方へ

現在、短時間雇用職員か有期雇用職員の方で、平成30年3月31日で信州大学での通算契約期間が5年(5年以上を含む)となる方は、平成30年4月1日以降も上記のどちらかで信州大学で働く場合、無期雇用への転換希望を大学に出すことができます。本人が希望を出した時点で無期雇用への転換は認められたこととなります。5年以上勤めれば、転換希望をいつ出すかはご自身で決めることができます。無期雇用になると、雇用契約を毎年度更新する必要はなくなり、大学で決められた定年の年齢に達するまで雇用契約は続きます。この制度は平成24年の労働契約法の改正によるものですが、信州大学では平成27年に非常勤職員就業規則に無期転換が盛り込まれました。

信州大学教職員組合では、平成30年4月1日以降に発生する無期転換希望の届け出が滞りなく運ぶように努めたいと考えています。

信州大学で働いている人の雇用形態、および在職期間は人それぞれです。組合執行部では、これまで団体交渉などを通して、信州大学で無期雇用が実現するように取り組んできましたが、十分な対応ができていないか分かりません。

短時間雇用または有期雇用で働いている方で、無期転換に興味を持たれた方は、ご自身の契約をご確認ください。

また、不明なことがあれば組合までご相談ください。

- ご自分が短時間雇用職員か有期雇用職員かは労働条件通知書で確認できます。
- 契約期間は必ずしも連続している必要はありませんが、通算できない場合もあります。
- 法改正の詳細は下記をご覧ください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/keiyaku/kaisei/index.html

または、「労働契約法改正」で検索してください。

〈長野ろうきん〉のキャッシュカードは
ATMお引出し手数料

手数料 0円

その場で! 全額
キャッシュバック
コンビニATMでも使えます
[手数料は実質0円]フルキャッシュバック

全国の〈ろうきん〉、セブン銀行などのコンビニ、ゆうちょ銀行、
その他の金融機関のATMでお引出しいただけます。
※設置場所・時間帯によってはご利用いただけない場合があります。

はたらく人の想いと生きる
長野ろうきん

7 BANK JP BANK AEON Bank mits

長野ろうきん 検索